

セグロウリミバエによる農作物被害を防止するため、 本島外に出荷する際には移動検査が必要になります

【移動制限の内容】

- 令和7年4月14日からは、生産者の皆さまは、沖縄本島内で生産されたセグロウリミバエが寄生するおそれがある植物(移動制限の対象となる植物)を本島外に移動(出荷)する場合には、市町村への検査申請が必要となります。植物防疫官が実施する検査に合格したもののみ、本島外への移動(出荷)が可能となります。
- 植物防疫官の検査を受けていない移動制限植物であっても、本島内で消費することができます。
- 令和7年4月13日以前であっても、セグロウリミバエが寄生、寄生しているおそれがある植物は、本島外への移動(出荷)を制限をすることがあります。

移動制限の対象となる植物（移動制限植物）

【生果実】

（野菜）

うり科植物（ゴーヤー、カボチャ（ズッキーニを含む）、ヘチマ、スイカ、トウガン、キュウリ、メロン、モウイ、シロウリ、マクワウリ、ユウガオ、ハヤトウリ など）、いんげんまめ（サヤインゲン）、とうがらし、ピーマン（パプリカ含む）、トマト（ミニトマト含む） など

（注）オクラ、レタス、ナスは、移動制限植物ではありません。

（果樹）

パッションフルーツ、パパイア（野菜パパイア含む）、ぱらみつ、ばんじろう（グアバ）、ドラゴンフルーツ、ふともも、まれいふともも、すもも、なんようざくら、ノニ など

（注）マンゴウ、バナナ、パインアップルは、移動制限植物ではありません。

【花】

上記の野菜及び果樹



セグロウリミバエ成虫



加害されたヘチマ

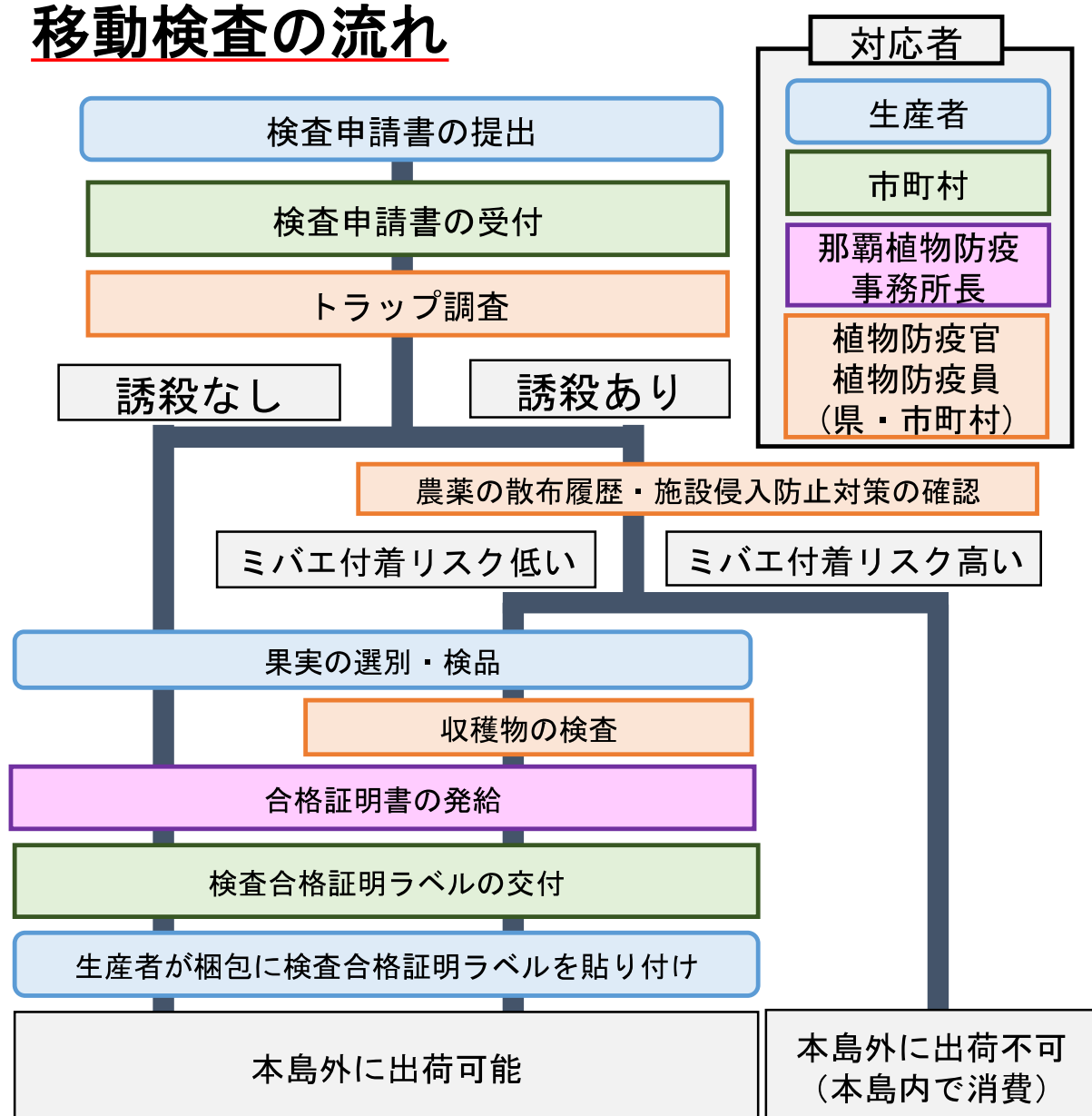
お問い合わせ先

那覇植物防疫事務所 : 098-868-1679

沖縄県病害虫防除技術センター : 098-886-3880

市町村名 担当課 :

移動検査の流れ



生産者の皆様へのお願い

1. 防除の徹底

- セグロウリミバエが寄生しない防除対策（定期的な農薬散布、侵入防止策を講じた施設や網室、袋掛け等）を実施してください。

2. 移動検査の申請

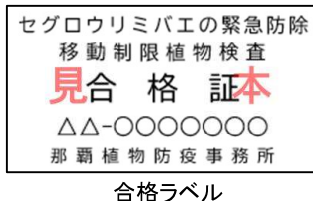
- 本島外へ出荷する移動制限植物を栽培する生産者は、**必ず市町村への申請が必要**となります。

3. 移動検査の実施

- 移動検査は、植物防疫官や植物防疫員（県職員、市町村職員）が**トラップ調査と収穫物検査等を実施**します。

4. 検査合格証明ラベルの添付

- 検査の結果、合格となった移動制限植物は、市町村から合格証明ラベルの交付を受け、荷口に添付して出荷してください。



5. 疑義情報の連絡

- セグロウリミバエの寄生が疑われる場合には、すぐに裏面のお問い合わせ先にご連絡ください。